

南明海上勢力の頒暦と正朔：尊経閣文庫蔵『隆武三年暦』をめぐって

劉，明鍔

<https://hdl.handle.net/2324/7403539>

出版情報：Eastern Studies. 151, pp.48-68, 2026-01-31. 東方学会
バージョン：
権利関係：



南明海上勢力の頒曆と正朔

——尊經閣文庫藏『隆武三年曆』をめぐる——

劉 明 錯

はじめに

前近代の中國において、皇帝は曆書を頒行して正朔を定め、天下の時間的秩序を統一した。正朔の制定と曆書の頒行は、王朝の時間支配を具現化し、その正統性を示す意味をもっていたのである⁽¹⁾。特に崇禎一七（順治元・一六四四）年以降、清朝にくわえ、大順や南明の諸政權もそれぞれ独自の曆書を頒行し、複数の正朔が並立する状況にあった⁽²⁾。

明代の曆書「大統曆」は元代の「授時曆」に基づいたものである⁽³⁾。吳王元（一三六七）年十一月、「戊申歲大統曆」が頒布され、翌洪武元（一三六八）年より施行された⁽⁴⁾。それ以來二七〇年近く、「大統曆」は明朝の官定曆書として定着していた。明末には徐光啓が西洋曆法を採り入れて『崇禎曆書』を編纂したが、公定曆書として頒行されることはなか

った。崇禎一七年五月、清朝が山海關を越えて北京に入城すると、北京に残留していたドイツ人イエズス會士アダム・シャル（湯若望）を起用して、清朝曆法の編纂を命じた。アダムのシャルは『崇禎曆書』に基づいて「時憲曆」を編纂し、同年一〇月一日、順治二（一六四五）年の時憲曆が頒布された⁽⁵⁾。一方、中國南部では弘光・隆武・魯監國・永曆などの南明諸政權がなお清朝に抵抗し、從來の「大統曆」を頒行しつづけていた。

明代の大統曆については、既に中國において多くの研究成果が發表されている。まず周紹良は明代「大統曆」の原本に基づき、その基本内容を檢證した⁽⁶⁾。ついで二〇〇七年には、中國國家圖書館が所藏する正統・崇禎年間の大統曆、計一〇五冊を影印・刊行した⁽⁷⁾。同書は中國に現存する大統曆をほぼ網羅しており、これによって大統曆の研究は大きく

進展した。明清時代の曆書と頒曆制度全般については、汪小虎・吳岩の專著がある⁽⁸⁾。また明清兩朝から朝鮮への曆書賜與における大統曆から時憲曆の移行については、汪小虎・李亮らの研究があり⁽⁹⁾、同じく琉球については徐仕佳の研究がある⁽¹⁰⁾。これに對し、日本では『崇禎曆書』に關する研究はあるものの⁽¹¹⁾、大統曆に關する專論はまったくない。

曆書は當該年のみに使用されるものであり、長期的に保存されることは少なく、現存數も限られている。ただし明清時代には寺院の建立に際し、曆書を佛像内に納める習慣があり、寺院の解體に際して大統曆が発見されることもあった。上述の中國國家圖書館が所藏する一〇五冊の大統曆も、ほとんど寺院に由來するものである⁽¹²⁾。

南明諸政權が頒行した大統曆も、僅かではあるが傳存している。中國古籍のものと網羅的な書目である『中國古籍總目』にも、南明曆書は上海博物館藏『大明弘光元年歲次乙酉大統曆』一卷を著録するにすぎない⁽¹³⁾。一方、日本では明代大統曆の原本が八件所藏されていることが確認できる⁽¹⁴⁾。そのうち一冊が、舊加賀藩主前田家の典籍を収める尊經閣文庫所藏の、『大明隆武參年歲次丁亥大統曆』（以下『隆武三年曆』一冊である⁽¹⁵⁾。同書は南明隆武年間に頒行された曆書として貴重な意義をもつが、從來の研究ではまったく紹介されていない。筆者は二〇二四年十一月に尊經閣文庫

において同書の調査を行い、同書が南明隆武年間に舟山において刊行された孤本であることを確認した。

『隆武三年曆』は隆武三（一六四七）年元旦、隆武政權を奉じて舟山群島を本據とし、清朝への抵抗を續けていた武將、威虜侯黃斌卿が頒行したものである⁽¹⁶⁾。ただしそれに先立ち、隆武二（一六四六）年八月に隆武政權は崩壊し、隆武帝自身も清軍に殺害されていた。本來であれば、曆書は皇帝が頒行するものであり、臣下である黃斌卿による頒曆は僭越にあたる。これに對し、黃斌卿はとくに『隆武三年曆』に「案文」を付し、この曆書を頒布した経緯と理由を説明した。曆書にこの種の「案文」が付された事例は、同書以外には確認できず、『隆武三年曆』の最も特筆すべき点といえる。

以下本稿では、まず舟山の『隆武三年曆』が頒布された背景として、隆武政權による頒曆の経緯と黃斌卿による舟山支配の状況を概観する。つづいて『隆武三年曆』の構成と概要を紹介するとともに、黃斌卿の「案文」を翻刻・訓讀し、さらにその内容を、引用された典故や關連する同時代史料を参照して検討し、黃斌卿が頒曆により、清朝に對する大明の正統性を主張したことを示す。そのうえで黃斌卿の頒曆につづき、鄭氏勢力や魯王政權による頒曆について概観し、東南海上における南明諸政權・諸勢力による頒曆と政治的正統性の關連を檢證することにした。

一 明末崇禎・隆武初年の頒曆

南明政權の曆法と曆書頒行については、すでに一連の研究が發表されている。つとに清末の傅以禮は大統曆法に基づいて『殘明大統曆』を編纂し、弘光元年・永曆三七（一六八三年）の曆日を算出した⁽¹⁷⁾。民國年間には、錢海岳が漢文紀傳體史書『南明史』を編纂し、その「曆志」において南明諸政權の曆法と頒曆を概観している⁽¹⁸⁾。戦後には、臺灣の黃典權が南明の曆法と頒曆を全般的に考察し、鄭氏政權の頒曆についても詳論した⁽¹⁹⁾。また王叔武は南明史料に基づいて、大統曆と時憲曆の曆日異同を比較している⁽²⁰⁾。近年では高壽仙が、永曆三（一六四九）年、アンドレ・ザビエル（瞿紗微）による永曆政權の改曆について考證した⁽²¹⁾。これらの研究により、南明諸政權の曆法・頒曆の概要が明らかにされてきたが、現存する南明曆書の頒行とその内容については、ほとんど検討がなされていない。

『隆武三年曆』について検討する前に、明末崇禎年間の頒曆について概観しておこう。まず『大明會典』によれば、明代では二月一日に欽天監が翌年の曆書の曆様（サンプル）を皇帝に進呈し、禮部を通じて南京や各布政司に送付していた。一〇月一日には正式に頒曆の儀式を舉行し、欽天監が大統曆を進呈し、皇帝がそれを天下に頒行したのである⁽²²⁾。

元（一六四五）年二月には、「弘光二年曆」の曆様が進呈されたと思われる。しかし同年四月二五日、清軍は揚州を占領し、五月一〇日には弘光帝は南京から出奔し、一七日清軍は南京を占領した。五月末には弘光帝が捕縛され、弘光政權は完全に崩壊する⁽²³⁾。

同年閏六月二八日、鄭芝龍に擁立された唐王朱聿鍵が福州にて皇帝に即位し、隆武政權が成立した。その即位詔書において、隆武帝は通例のように翌年に改元するのではなく、後漢の劉秀・蜀漢の劉備の故事に倣い、七月一日を以て「隆武元年」とすると宣告した⁽²⁴⁾。隆武帝は年内改元を通じて、自身を漢朝の劉秀・劉備のような、明朝の正統的繼承者として位置づけ、その正統性を明示しようとしたのである。

この時点で『大明弘光元年歲次乙酉大統曆』はすでに頒行されていたので、隆武元（一六四五）年の大統曆は頒行されず、翌隆武二（一六四六）年の曆書の準備が進められることになった。隆武年間の編年史料『思文大紀』の隆武元年八月九日條には、「欽天監、隆武新曆を奏進す。敕を禮部に下し、速刻に頒行せしむ⁽²⁵⁾」とあり、隆武政權の成立後ほどなく、欽天監は「隆武新曆」（隆武二年曆）の曆様を進呈している。隆武帝はこの「隆武新曆」を閲覧した後、一〇月一日を待たず、ただちに曆書の刊行を禮部に命じて、支配地域に頒布したのである。一方、「隆武新曆」の頒行と前後して、

現存する崇禎年間最後の大統曆は崇禎一五（一六四二）年一〇月に頒行された『大明崇禎十六年歲次癸未大統曆』である⁽²⁶⁾。崇禎一七（一六四四）年の大統曆も崇禎一六（一六四三）一〇月に頒布されたと思われるが、曆書は現存していない。崇禎一七年二月には、本來であれば「崇禎十八年曆」の曆様が進呈されたはずだが、翌三月には李自成が北京に入城して、崇禎帝は自縊し、大統曆も頒布されなかったのである。

崇禎一七年五月、福王朱由崧が南京で即位し、弘光政權が成立した。北京陥落の情報が浙江に傳った際、在郷の士大夫陳函輝が發した檄文に、「傳世一十五朝、寰海盡く統曆を行ふ」とあるように⁽²⁷⁾、大統曆の頒行は明朝統治の象徴としての意義をもっており、弘光政權も成立直後から大統曆の頒行を準備している。弘光政權から臺灣鄭氏勢力に至る南明諸政權による頒曆については、黃典權が通史的に檢證しているが、鄭氏勢力による頒曆に重點があり、弘光・隆武年間の頒曆については簡明に論及するにとどまる。ここでは黃典權の研究を参照するとともに新史料も利用して、弘光政權の成立から隆武初年にいたる頒曆と曆書刊行について概観しておきたい。

弘光政權は翌年の大統曆を編纂するため、崇禎一七年五月に南京曆局を設け⁽²⁸⁾、一〇月一日には通例により翌年の『大明弘光元年歲次乙酉大統曆』が頒布された⁽²⁹⁾。翌弘光

清朝は江南においても「時憲新曆」を頒行し、「官民をして正朔を遵行せしむ」ことを命じている⁽³⁰⁾。

さらに、同年七月一八日に魯王朱以海は浙東地域の文武官員に擁立され、紹興において監國と稱した。魯王政權では年内は弘光年號を沿用し、翌年に「監國魯元年」と改元することにした⁽³¹⁾。同年九月には黃宗羲が「大明監國魯元年丙戌大統曆」（監國元年曆）を呈上し、年末には「監國元年曆」が浙東の支配地域に頒布されている⁽³²⁾。魯王に仕えた查繼佐が「明年を以て監國魯元年と爲し、唐朔を奉ぜず」と記すように、魯王政權は隆武政權の年號・正朔を用いず、あえて翌年を「監國魯元年」とし、弘光政權の正統な繼承者たることを示そうとしたのである⁽³³⁾。

ただし「是の時、江楚・西蜀・兩粵・滇黔は皆な唐王の詔朔を受く⁽³⁴⁾」とあるように、南明政權の支配地域の大部分はすでに「隆武新曆」を奉じており、「監國元年曆」が受容されたのは、魯王政權支配下の浙東地域に限られていたようである。たとえば隆武政權の浙東巡撫盧若騰が、魯王政權の禮部主事熊沐震に宛てた書簡には、次のようにある。

嚮者、魯曆を括（浙江處州）に頒つも、括人受けず。近ごろ陳木叔は復た人を遣わして曆を齎し、以て括人に強いるも、括人は使者を標りて故の如くす⁽³⁵⁾。

すなわち魯王政權は浙江南部の處州府（古稱括州）に、二度

にわたり「監國元年曆」の頒行を試みたが、處州の人々はこれを拒絶して使者を追い返したというのである。

このように、當時の東南沿海では清朝・隆武・魯王政權による曆書と正朔が競合しており、各政權が頒行した曆書を受容することは、その政權の正統性を認めることと直結していた。かつ南明政權が福建と浙東に分立している状況下では、南明の正朔を一元化することも困難であった。たとえば隆武元（一六四五）年一月二月には、隆武帝が魯王に書簡を送り、次のように述べている。

王は自ら其の曆を有すと雖も、朕の曆も亦た四方に遍く頒つに、獨り王姪（魯王）を遺して贈らざるに忍びず。

朕の心は切盡なるも、置用は惟だ王のみ（36）。

隆武帝は魯王が独自の頒曆を行っていることを認識したうえで、四方に頒布する「隆武新曆」を魯王にも送り、それを用いるかどうかは魯王の判断に委ねるとしたのである。

翌隆武二（監國魯元・一六四六）年四月には、「行在欽天監、隆武三年曆様を進む。禮部に著して頒發し、該に督して早やかに刻布を行い、以て典制に符せしむ（37）」とあるように、福州の行在欽天監が「隆武三年曆様」を呈上した。隆武帝は典制に準據して、速やかに曆書を刊行・頒布することを禮部に命じている。しかし同年八月には清軍が福建に侵攻し、月末には隆武帝が汀州において殺害され、隆武政權も崩

壊するにいたる。

行在欽天監が同年四月に呈上した「隆武三年曆様」に基づき、「隆武三年大統曆」（以下「福州三年曆」と稱する）が刊行されたのは、清軍の福建侵攻に先だつ五月・七月のことであった。この「福州三年曆」は、實際に隆武政權の勢力範囲に頒布されていた。たとえば當時隆武政權を奉じて、湖南で清朝に抗戦していた蒙正發は、同年九月のこととして次のように記している。

時に頒曆して未だ幾くもなく、汀州蒙塵の報至れり。頒つ所の隆武三年の曆日、上は曆面に於いて「大明中興」の四字を御書す（38）。

すなわち「福州三年曆」は九月までには湖南の蒙正發のもとにも頒布され、その直後に隆武帝が汀州に逃れたという情報が届いたというのである。その表紙には隆武帝の御書により、「大明中興」の四字が題されていたという。また廣東で清朝に抵抗していた瞿式耜も、九月二十日付の家書において、「今隆武三年曆、既に頒つ」と記しており（39）、廣東方面にも九月までに「福州三年曆」が頒布されていたことがわかる。

これに對し、尊經閣文庫所藏の『隆武三年曆』は、隆武政權が福州で刊行した「福州三年曆」とは別に、隆武三年元旦に舟山において、隆武政權を奉じる武將黃斌卿が頒行したも

のであった。それでは黃斌卿が頒布した『隆武三年曆』と隆武帝の「福州三年曆」とは、如何なる關係にあったのだろうか。

二 舟山「隆武三年曆」頒行の背景

黃斌卿（一五九七―一六四九）、字は明輔、號は虎痴、福建興化府莆田縣の人である。彼は長期にわたり、福建・浙江の軍職を歴任し、特に崇禎一四（一七一六）―一四四（一六四一）年には浙江副總兵として舟山に駐屯し、寧波・紹興の軍務を管轄した。弘光政權の成立後、黃斌卿は鎮江總兵などを歴任したが、政權崩壊の前に辭職して福建に戻っていた（40）。

隆武政權期における黃斌卿の事跡については、盧正恒が特に文人との交際關係に注目して論じているが、彼の舟山統治に付いては十分に論じられていない。ここでは盧正恒の論考を参照しつつ、新たな史料も検討して、黃斌卿による舟山統治の形成過程を概観しておこう。

隆武元（一六四五）年七月に隆武政權が成立すると、黃斌卿は福州に赴いて隆武帝に謁見した。その際、黃斌卿はもともと浙江副總兵として管轄していた舟山の戦略的重要性を隆武帝に説き、隆武帝はそれに應じて、黃斌卿を「肅虜伯」（後に「威虜侯」）に封じ、舟山への出鎮を命じ、「便宜行事」の權を認めたのである（41）。

南明海上勢力の頒曆と正朔（劉）

同年八月、黃斌卿は舟師を率いて舟山へ赴いた（42）。黃斌卿はかつて麾下にあった部下を招來し、さらに周崔芝を隆武帝に推薦して舟山に呼び寄せた（43）。また商人たちを招いて貿易を振興し、農民を率いて荒蕪地を開墾し、舟山の城郭・倉庫を修理し、防備體制を固めた（44）。これによって黃斌卿支配下の舟山は、「一時、斌卿に倚りて重鎮と爲る」（45）とあるように、東南沿海部における南明勢力の重要據點となっていた。

一方、隆武元年末に黃斌卿が舟山に至ると同時に、清軍の江南侵攻にともない、弘光政權遺臣の一部は舟山に避難していた。浙東の魯王政權は、弘光政權の戸部郎中で、やはり舟山に避難した沈廷揚を「總督浙直」に任じ、浙江・南直隸の南明勢力を糾合することを圖った（46）。しかし翌隆武二（一六四六）年五月には清軍の浙東侵攻により、魯王政權は大陸における基盤を失い、魯王本人も舟山に退避することになった。黃斌卿は魯王政權を奉じる武將張名振の協力を得て、七月に清軍の舟山侵攻を撃退した（47）。その後、清軍は軍船の不足により舟山侵攻を中止し、同年末までに黃斌卿は舟山における南明諸勢力を統合して、統治體制を確立したのである。

また、浙東の魯王政權が大陸を逐われたのに續き、同年八月には隆武帝が殺害され、福建の隆武政權も崩壊した。ただし戦亂のなかで各地の南明勢力は正確な情報を把握すること

ができず、「隆武皇帝は之く所を知らず、出奔するという者有り、執わるといふ者有り」という状況にあった⁽⁴⁸⁾。その後、一月には永曆帝が廣東肇慶で即位したが、清軍の廣東侵攻によりほどなく廣西に撤退している。この時点では廣東における永曆政權成立の情報も、浙江・福建には達していなかったようである⁽⁴⁹⁾。こうした状況下で、浙江・福建の南明諸勢力は、安否不明の隆武帝を奉じつづけるか、事實上崩壊した監國政權を再建するか、もしくは新君を擁立するかという選擇を迫られることになった。

當時は浙江・福建の大陸部はほとんど清朝の支配下であり、南明勢力はおもに島嶼部を據點にしていた。すなわち浙江舟山の黃斌卿、福建廈門の鄭彩・鄭鴻達・鄭成功などである。従來の研究では指摘されていないが、隆武政權の崩壊後、これらの南明諸勢力は、「遠くは隆武を尊び、近くは監國を擁す」という方策を取っていた。たとえば公文においては、「隆武年號を直書し、凡そ上下移檄の前行には、悉く『奉監國魯王令旨、頒示通行』と填う」とされている⁽⁵⁰⁾。すなわち公文には隆武年號を用いるが、その冒頭に「監國魯王の令旨を奉じ、頒示通行す」と記し、隆武年號のもとで監國魯王の令旨を奉じるといふ形式をとったのである。當時、「魯藩、已に隆武に命を受けた」とも言われている⁽⁵¹⁾。

實際に隆武三（順治四・一六四七）年三月、清朝の吳淞提督吳

勝兆が南明に歸順しようとした際には、黃斌卿は「監國魯王頒隆武三年銀印」を與えており、同年一〇月には清軍が山東の反清勢力から、「隆武三年監國魯王」印を有する勅諭を押収している⁽⁵²⁾。

隆武二年一〇月、隆武遺臣の鄭彩は舟山から魯王とともに廈門に戻り、福建における清朝との抗戦に加わった。一方、黃斌卿や鄭成功は、依然として隆武帝は江西・福建周邊に逃れて生存していると見なしていた⁽⁵³⁾。同年一二月一日、鄭成功は烈嶼（小金門島）に隆武政權の文武舊臣を集め、「高皇帝の位を設け、盟を定めて恢復」することを誓い、「明年丁亥を稱して隆武三年と爲す」と宣言した⁽⁵⁴⁾。この會盟が行われたのは黃斌卿による頒曆の一ヶ月前であった。ともに隆武政權を奉じる二者の間には何らかの連絡があった可能性が高く、おそらく黃斌卿も部下を遣わしてこの會盟に加わっていたと思われる。ただし鄭芝龍が清朝に投降した後、二十代の鄭成功が繼承した勢力は限られ、この時点では獨自に頒曆を行いうる権力は有していなかった。このため黃斌卿は會盟の後、隆武遺臣の代表として抗清の最前線であった舟山において頒曆を行い、隆武三（一六四七）年の正朔を掲げたのだと考えられる。

三 尊經閣文庫「隆武三年曆」の構成と「案文」

上記のように、黃斌卿は隆武三（一六四七）年元旦、舟山において『隆武三年曆』を正式に頒行した。ここではまず同書の構成と概要を紹介しておく。明代曆書は使用者の身分に應じて、皇帝が用いる「上曆」、親王や朝貢國の國王が用いる「王曆」、官民が用いる「民曆」がある。「上曆・王曆」は二九丁（閏年は三二丁）、「民曆」は一七丁（閏年は一八丁）からなる。各日には吉凶などを記した「曆注」を付しており、その種類は「上曆・王曆」では三〇項目、「民曆」では三二項目である⁽⁵⁵⁾。

尊經閣文庫の『隆武三年曆』は「民曆」であり、縦は約二七cm、横は約一九・五cm、一七丁・三四頁からなる。ここでは現存する一般的な「大統曆」「民曆」と比較しつつ、各丁の内容を紹介しておきたい。

第一丁は封面である。上述のように、隆武政權が頒行した「福州三年曆」の封面には、隆武帝の御書により「大明中興」の四文字が題されていた。これに對し、『隆武三年曆』の封面は空白であり、「大明中興」などの題字はなく、通常は「大統曆」の封面に記されていた、偽造を嚴禁する欽天監の警語も記されていない。ただし原本には、新たに封面を修補した痕跡があり、元來の封面には題字や警語が記されていた可能性もある。

第二丁の冒頭には「大明隆武三年歲次丁亥大統曆」と大書

し、篆書の「前田氏尊經閣圖書記」印が押されている。つづいて年中小月の區分、毎月の朔日干支や節氣などを示し、最後には一年の日數「凡三百五十四日」を記す。通常ではこの部分に「欽天監大統曆日之印」が押されている、本書では見当たらない。そして第三丁には、黃斌卿による「案文」、全一八五字が記されている。現存する「大統曆」のなかでも、この種の「案文」が付されているのは本書のみである。

第四丁は年神方位之圖であり、年神の位置による方角の吉凶を記す。第五丁は正月一丁は正月一丁の曆日頁であり、通常の民曆では一月につき一丁、計一二丁であるが、『隆武三年曆』では一月部分がおそく落丁により缺失し、計一一丁となっている。また「曆注」は通常の「民曆」と同じく三二項目であるが、一般の「曆注」における「宜出行」に、「宜行船」という句も加えられており、舟山の地域的特性を反映している。

第一六丁一七丁は紀年頁である。過去六〇年（一甲子）間の年號や干支などを、隆武三年から遡って萬曆一六（一五八八）年まで記す。「隆武二年」の前には「隆武元年乙酉」と併記しており、崇禎から弘光を経て、隆武にいたる帝位繼承の正統性を明示している。なお通常、大統曆の末尾には、欽天監官員計一人の官職・姓名を列挙するが、本書の一七丁末尾では、「行在欽天監、監正謝堅・監副蕭麟・訂證曆法博士

何長庚」という三名の官職・姓名を記すにとどまる。弘光元（一六四五）年閏六月四日には、「欽天監博士謝堅」が即位直前の唐王に謁見しており⁽⁵⁶⁾、のちに彼が隆武政權の行在欽天監監正として、「福州三年曆」の編纂を主導したのだと思われる。残る「蕭麟・何長庚」については不明であり、「訂證曆法博士」という官職名も本書以外では確認できない。あるいは「訂證曆法博士何長庚」が、舟山において「福州三年曆」を改訂し、『隆武三年曆』を作成したのかもしれない。

このように黄斌卿が頒行した『隆武三年曆』には、通常の大統曆と異なる部分が少なくないが、基本的には隆武政權の「福州三年曆」に基づいて編纂・刊行された可能性が高い。おそらく隆武二（一六四六）年四月に行在欽天監監正謝堅・監副蕭麟が進呈した「曆様」に基づき、「福州三年曆」が刊行され、それが湖南・廣東などとともに、舟山を扼守する黄斌卿のもとにも頒布されたのだろう。黄斌卿が舟山において頒行した『隆武三年曆』は、この「福州三年曆」を改訂したものであったと考えられる。

そして『隆武三年曆』のもっとも注目すべき特徴は、他の曆書には存在しない、黄斌卿による「案文」が付されていることである。以下、この「案文」の全文を翻刻し、その訓讀を示す。翻刻における文字や擡頭は原文に従う。

〔原文〕

せんとなす。聖駕、楚に幸するも、海天の脩阻するに因りて、軍中には甲子無し。謹んで欽天監大統曆に倣い、編刻して書と成す。舟山島上に就きて、文武士民を率いて拜發す。此れを賦して、以て尊王攘夷の意を志す。

春王正月綱常を振い、告朔して胡爲餽羊せざらん。

敢えて環衛に効いて七政を齊え、先ず樞斗をして三陽を定めしめん。

片帆に河山の重きを穩載し、尺幅に日月の光りを翻開す。海上に戎衣もて虔んで拜祝すらくは、皇明の曆數の天の長しきに配ばんことを。

この「案文」において、黄斌卿はまず隆武三年の元旦が立春にあたることを特記し、それを大明中興の豫兆と見なすとともに、清朝が昨年（順治三・一六四六年）一二月末日（除夕）を立春としたことは誤謬だとする。そのうえで『尙書』「胤征」から、「時に先だつ者は、殺して赦す無し。時に及ばざる者は殺して赦す無し」という章句を引き、清朝が正統的な時間秩序を亂したことを強く非難するのである。

さらに黄斌卿は、彼が舟山において『隆武三年曆』を頒行した事情を説明する。それによれば、彼は張名振・沈廷揚とともに舟山で清軍に抵抗し、大明の中興を目指しているが、隆武帝は楚地に逃れて音信不通であり、さきに隆武政權が頒

按天文

隆武三年丁亥元旦午刻立春眞

大明中興之日也時清奴猾夏變亂天常謬改丙戌除夕爲春書曰先時者殺無赦此天除犬

羊之兆臣與

富平伯張名振

都憲臣沈廷揚與師海上同心回復因

聖駕幸楚海天脩阻軍中無甲子謹倣欽天監大

統曆編刻成書就舟山島上率文武士民拜

發賦此以志尊

王攘夷之意

春王正月振綱常告朔胡爲不餽羊敢效瓊

衡齊七政先教樞斗定三陽片帆穩載河山

重尺幅翻開日月光海上戎衣虔拜祝

皇明曆數配天長

臣黃斌卿

〔訓讀〕

天文を按ずるに、隆武三年丁亥元旦午刻立春。眞に大明中興の日なり。時に清奴、夏を猾し、天常を變亂す、謬りに丙戌の除夕を改めて春と爲す。『書』に曰く、「時に先だつ者は、殺して赦す無し」と。此れ天、犬羊を除くの兆。臣、富平伯張名振・都憲臣沈廷揚と師を海上に興し、同心して回復

行した「福州三年曆」もほとんど流布していない。このため黄斌卿は「福州三年曆」に準據し、改めて『隆武三年曆』を改訂・編纂し、舟山の文武庶民を率いて同書を頒行したのである。そして「案文」の末尾には、彼が「尊王攘夷」の志を示した七言律詩一編を附している⁽⁵⁷⁾。

黄斌卿はこの「案文」と七言律詩において、上記の『尙書』章句のほか、いくつかの經書の章句・典故を引き、舟山における曆書頒行によって、南明政權の正統性を示すという意を寓している。次節ではこれらの典故を踏まえて、その言説に検討を加える。

四 「案文」に見る舟山頒曆と正統の所在

隆武三（一六四七）年正月當時、隆武帝の安否はなお不明であり、東南沿海の南明勢力は魯王監國の令旨を奉じつつ、隆武年號を用いて清朝への抵抗を續けていた。案文に記された「富平伯張名振・都憲臣沈廷揚」は魯王政權の重臣であったが、「遠くは隆武を尊び、近くは監國を擁す」という方策により、黄斌卿による『隆武三年曆』の頒行に協力したのである。

ただし本来、頒曆は皇帝の大權である。「案文」の本文では、臣下たる黄斌卿があえて頒曆を行う正當性について明言していない。この点について、當時舟山に避難してきた張煌

言は、「肅虜侯黃虎癡の承制頒曆せる韻に和す」と題する七言律詩を残しており、黃斌卿（肅虜侯黃虎癡）が、「承制」という立場で頒曆を行ったと記す⁽⁸⁸⁾。「承制」とは、皇帝の旨意を體してその權力を代行することをいう。上述のように、黃斌卿は舟山に出鎮するに際して、隆武帝から「便宜行事」を認められており、隆武政權の瓦解後は、「承制」を稱して頒曆などを行ったのである⁽⁸⁹⁾。

さらに黃斌卿は「案文」の末尾に附した七言律詩において、經書の典故を援用することにより、彼が臣下でありながら頒曆を行うことの正當性を示そうとした。すなわち第三句「敢えて環衡に效いて七政を齊え」は、『尚書』「舜典」の、「正月上日、終を文祖に受けて、璿璣玉衡を在て、以て七政を齊う」に基づく。この章句は舜が正月吉日に文祖廟で堯から籌（終、天文の計算書）を譲り受け、璿璣玉衡（天文觀測の機器）を用いて、七星の運行によって曆を整序したことを記すものである⁽⁹⁰⁾。黃斌卿はこの典故を引くことにより、舜は堯に代わって曆を整序したように、彼自身があくまでも承制として皇帝權力を代行することにより、曆書を改訂・頒布したことを暗示したのである。

つづく第四句「先ず樞斗をして三陽を定めしめん」における「樞斗」は、北斗七星の天樞星を指し、傳統的詩文では宰相の象徴とされる。また「三陽」とは、『易經』六四卦の第

一卦で、三つの陽爻からなる「乾卦」を指す。「乾卦」には様々な象意があるが、特に天・君主などを指して用いられる⁽⁹¹⁾。すなわち黃斌卿はこの一句において、彼が大明の重臣として頒曆を行うことにより、君主を尊び國を安んずるという意を寓したのである。

またこの七言律詩において特に重要な意味をもつのは、第一句「春王正月綱常を振い」である。上述のように、清朝の『順治三年曆』では年末（除夕）の十二月三十日が、「立春正月節」となるのに對し⁽⁹²⁾、『隆武三年曆』では正月一日が「立春正月節」となっており、黃斌卿はその事實を大明中興の豫兆であると見なしていた。

明・清曆は太陰太陽曆であり、太陽の運行を基準とするが、月の運行も勘案して閏月を入れ月日を定めており、節氣の日付は毎年變化する。立春は二月下旬～一月上旬の間に移動するが、必ずしも正月一日に當たるわけではない。また節氣の配置に對し、「大統曆」では傳統的な平氣法を使用し、節氣間の時間が均等になるが、「時憲曆」では西洋曆法の影響を受けて定氣法を採用し、節氣間の時間が不均等になる⁽⁹³⁾。明・清曆における隆武三年と順治三年の立春が一日ずれたのは、このためであった。

黃斌卿は武將ではあるが經史や諸子百家に通じ、特に天文・術數・占卜・讖緯などの書を好んでいた。時事を談ずる

にもしばしば天文や讖緯に言及し、「降乩」（降靈術）を行って大明の復興を豫言したという⁽⁹⁴⁾。隆武三年の「立春」が一月一日に當たるのは偶然であったが、黃斌卿はこの「元旦立春」を「春王正月」の表れと捉え、大明の復興を豫告したのである。周知のように、『春秋』の開卷冒頭、隱公元年の「元年春王正月」という經文について、『公羊傳』では「何をか王正月と言う、大一統なり」と注解する。『公羊傳』では、「春王正月」は周王朝の正統性と天下一統を象徴する語とされたのである。黃斌卿はこの典故を踏まえて、隆武三年の元旦立春は「春王正月」理念の具現化であり、明朝の正朔のもとに天下が統一する豫兆と見なしたのである。

また第二句「告朔して胡爲 餼羊せざらん」は、『論語』「八佾」の「子貢、告朔の餼羊を去らんと欲す。子曰く、賜や、爾はその羊を愛しむ、我はその禮を愛しむ」という典故を踏まえる。『周禮』「春官」大史條の鄭玄注では、天子から頒曆（頒朔）を受けた諸侯は、正月朔日に羊を捧げて告朔の禮を行うとされていた⁽⁹⁵⁾。子貢はその際に羊を捧げるのを省こうとしたが、孔子は古禮に従う必要を説いたという、黃斌卿はこの典故により、帝權を代行して禮法に則り頒曆の儀式を行う意圖を示したわけである。

これに先立ち、清朝はイエズス會士アダム・シャル（湯若望）らを用い、西洋曆法を参照して清朝の曆書を編纂す

ることを命じていた。順治二（一六四五）年一〇月一日、清朝は「順治三年曆」を天下に頒布した⁽⁹⁶⁾。清朝は傳統的な大統曆法にかわり、あえて西洋曆法を取り入れた曆書を頒布することにより、王朝交替にともなう時間秩序の刷新を告げたのである。ただし明末には徐光啓のような西洋曆法の唱道者もいたが、その反動として、蠻夷たる宣教師がもたらした西洋曆を「夷曆」として排斥する傳統的觀念も根強く存在した。こうした觀念によれば、蠻夷たる清朝が西洋の夷曆を採用したことは、まさしく「夏を猾し、天常を變亂」する行爲であった。南明政權においても、永曆三（順治六・一六四九）年正月、永曆帝が従來の大統曆にかわって、ドイツ出身のイエズス會士アンドレ・ザビエル（翟紗微）が進呈した新曆を採用しようとした。しかし南明の士大夫たちは、この新曆を「夷曆を擅用し、祖憲を燭亂」するものとして強く非難し、同年一二月には永曆帝もこの新曆を撤回せざるを得なかった⁽⁹⁷⁾。

黃斌卿が頒曆を準備するにあたっては、おそらく隆武二（一六四六）年末までに、順治二年一〇月一日に頒行された「順治三年曆」の原本、ないし同書では十二月三十日を立春としているという情報、舟山にも傳わっていたのであろう。これに對し、黃斌卿は「順治三年曆」と「福州三年曆」では立春が一日ずれていることを重視し、『隆武三年曆』の

「案文」においてその事實を強調し、經書の典故を踏まえて、夷狄たる清朝の曆法に對する、中華王朝たる明朝の曆法の正統性を強調したのである。

五 南明海上勢力の頒曆と正朔變遷

黃斌卿による『隆武三年曆』の頒行は、皇帝不在の状況において行われた特例措置であったが、やがて隆武帝がすでに殺害されていたことが明らかになる⁽⁸⁵⁾。隆武三(一六四七)年九月、魯王は福建において隆武帝の訃報を確認し、隆武帝と昨年北京で處刑された弘光帝に對し、二七日間の喪に服した⁽⁸⁶⁾。服喪を終えた後、魯王は同年一〇月に文臣を招集して監國政權の朝廷を再建するとともに、同月一日には「監國三年曆」を頒行して、ふたたび「監國魯」年號を掲げることになった⁽⁸⁷⁾。

一方、黃斌卿・鄭成功はなお隆武帝の生存を主張しており、「監國魯」年號を奉じることにはなかった。隆武三(一六四七)年一〇月、鄭成功は隆武政權の大學士であった路振飛・曾櫻の議に従い、「隆武四年曆」を頒布しており⁽⁸⁸⁾、これによって東南海上の南明勢力の正朔は分裂し、「海上遂に二朔有り」という状況が生じた⁽⁸⁹⁾。

これに先立ち、隆武二(一六四六)年十一月には、隆武政權の崩壊を受けて、廣東では桂王(永曆帝)が肇慶において

即位し、翌年元旦をもって永曆元(隆武三・一六四七)年と改元した。しかし永曆政權成立の情報がただちに浙江・福建に達することはなく、同年十一月には清軍が廣東に侵攻し、永曆帝は廣西に逃れざるをえなかった。永曆二(隆武四・一六四八)年末、永曆政權は一時的に廣東を回復し、永曆帝は肇慶に戻った。鄭成功はその情報を把握し、使者を肇慶の永曆帝のもとに派遣した。翌永曆三(一六四九)年春にはその使者が福建に戻り、鄭成功は永曆の正朔を奉じることになった。舟山の黃斌卿も、このころから隆武にかわり永曆年號を用いている⁽⁹⁰⁾。ただしほどなく永曆政權はふたたび廣東を逐われ、永曆六(一六五二)年二月には貴州の安龍府に逃れており、鄭氏勢力との連絡は困難になった。しかしその後、鄭氏勢力は獨自に永曆年號の大統曆を編纂し、支配地域に頒行しつづけた⁽⁹¹⁾。

また監國魯四(永曆三・一六四九)年四月には、魯王が琉球王國の探問使蔡祚隆らに對し、「曆廿部」を贈っているが、これは昨(監國魯三)年一〇月に頒行した「監國四年曆」にちがいない⁽⁹²⁾。ただし同年には増援を得た清軍は、南明勢力が回復した福建地域を再占領し、魯王政權を支えていた鄭彩も文臣と軋轢を生じ、魯王を見限って廈門に戻った。後に八月、魯王は張名振の誘いにより、これまで滞在していた琅岐島を離れ、ふたたび據點を舟山に移した。ところがその

後、舟山では黃斌卿と魯王の兩勢力の内紛が生じ、一〇月ごろ黃斌卿は魯王麾下の武將に襲殺され、彼が五年間にわたり統治した舟山は魯王政權の支配下に入ったのである⁽⁹³⁾。舟山での内訌に際して、鄭成功は黃斌卿のために援兵を送ったが、援兵が到着した時点で黃斌卿はすでに殺害されていた⁽⁹⁴⁾。

こうして舟山を支配下に収めた魯王政權は、ただちに大統曆を編纂し、同年の冬至(十一月一日)には文武官僚を集めて「監國五年曆」を頒行した⁽⁹⁵⁾。魯王政權はこの頒曆儀禮を通じて、隆武年號を奉じた黃斌卿に代わる、新たな支配體制が成立したことを示したのである。

なお民國年間の羅振玉と陳垣は、いずれも日本で入手した『大明監國魯五年歲次庚寅大統曆』刻本を所藏していた⁽⁹⁶⁾。彼らの舊藏本の所在は不明だが、臺灣の傅斯年圖書館には、舊北京人文科學研究所舊藏の同書刻本の抄本一冊が残されている⁽⁹⁷⁾。この抄本の紀年頁では、崇禎一七(一六四四)年に續いて「隆武元年(弘光元年)」と併記するが、翌(一六四五)年以降は「監國魯」年號を記すだけで永曆年號は擧げておらず、弘光から隆武を経て魯王監國政權へと、大明の正朔が繼承されたという認識を示している。

翌監國魯五(永曆四・一六五〇)年冬至(十一月二八日)、魯王政權は昨年同様に「監國六年曆」を頒行し、群臣の朝賀を

受けている⁽⁹⁸⁾。ただしこの時点で清軍はすでに舟山に迫っており、監國魯六(永曆五・一六五一)年九月には魯王は舟山を逃れ、翌年正月には廈門の鄭成功のもとに身を寄せた。この時点で魯王は監國の名義と年號を放棄し、東南海上の南明勢力はすべて永曆年號を奉じることになった。

その後、永曆一六(康熙元・一六六二)年には、吳三桂に捕縛された永曆帝が昆明において處刑され、明朝の皇統は斷絶する。しかし臺灣に據點を移していた鄭氏勢力は、依然として永曆年號を使用し、大統曆を頒行しつづけた。たとえば永曆二一(康熙六・一六六七)年、朝鮮に漂着した臺灣鄭氏配下の商人たちは「永曆二十一年曆」を所持しており、永曆帝はなお四川において抵抗を續けていると供述している⁽⁹⁹⁾。實際にイギリスのセント・ジョンズ・カレッジ圖書館、ボドリアン圖書館などには、臺灣鄭氏がイギリス東インド會社に贈った、『永曆二十五年曆』・『永曆三十年曆』・『永曆三十一年曆』が現存している⁽¹⁰⁰⁾。さらに現在所在不明であるが、神田喜一郎もかつて『永曆二十二年曆』と『永曆三十七年曆』を所藏していたという⁽¹⁰¹⁾。永曆三七(康熙二・一六八三)年に鄭克塽が清朝に降伏するにいたるまで、鄭氏は臺灣において大統曆を頒行しつづけていたのである。

『永曆二十二年曆』・『永曆二十五年曆』の封面には五行にわたり、次のような識語が記されている。

嗣藩頒製す。皇曆は遙かに頒つも未だ至らず、本藩は權宜に官に命じ、大統曆法に依りて考正刊行し、中興の臣子をして咸正朔を知らしめ、海内の士民をして均しくその福に沾しむ。これを用いて識と爲す⁽⁸⁶⁾。

ここでは永曆帝がなお生存して頒曆を行っていることを前提として、臺灣ではその曆書を入手する術がないため、權宜として獨自に大統曆を編纂・頒行するのだと述べている。なお鄭成功は隆武元(一六四五)年に隆武帝から「招討大將軍」に封じられ、永曆二(一六四八)年末には永曆帝からその封號を追認されており⁽⁸⁶⁾、同書の封面にも篆書による「招討大將軍印」が押されている。

一方、『永曆三十年曆』・『永曆三十一年曆』・『永曆三十七年曆』の封面には、四行にわたり、次のような識語が記されている。

皇曆は未だ至らず、本藩は權りに大統曆法に依り、官に命じて考訂刊行し、中興の臣子をして咸正朔を知らしむ、これを用いて識と爲す⁽⁸⁷⁾。

この識語では、以前の識語にある「嗣藩頒製す」、「皇曆は遙かに頒つも未だ至らず」、「海内の士民をして均しくその福に沾しむ」などの語句が削除されている。おそらく永曆二八(康熙二一・一六七四)年、鄭經が三藩の亂に乗じて大陸出兵した際に、永曆帝死去の情報が臺灣においても流布したた

め、永曆帝がなお生存し曆書を頒行していると見なすことが難しくなり、永曆帝による頒曆を示唆する語句を削除したのである。なお臺灣鄭氏が頒行した曆書の紀年頁では、崇禎一七年の後に隆武元年・隆武二年・永曆元年がつづいており、「弘光」と「監國魯」年號は記されておらず、崇禎朝の後に、鄭氏が封爵を受けた隆武・永曆兩朝の正朔がつづくという形式をとっている。

黄斌卿の『隆武三年曆』、鄭成功の「隆武四年曆」、さらに鄭氏が臺灣において頒行した一連の「永曆大統曆」は、いずれも皇帝不在の状況で頒行されたものであった。これらの曆書では、皇帝がなお生存することを前提として、帝權を代行して曆書を頒行し、ひきつづきその紀年を奉じることによって、正統王朝たる大明の正朔を繼承していることを示している。黄斌卿の『隆武三年曆』は、これらの一連の曆書の嚆矢だったのである。

おわりに

明代を通じて、大統曆に基づく正朔が一貫して頒行され、明朝が天下の時間秩序を一統していることを示していた。しかし崇禎一七(一六四四)年以降は、大清・大順、そして南明諸政權による年號が並立し、それぞれが各自の年號・正朔の正統性を主張して競合することになった。曆書の頒行は、

各政權が天下を時間的に統合する正當性を示す重要な事業だったのである。

本稿では、從來まったく紹介されていない『隆武三年曆』の頒行過程とその背景を、関連史料を検討して明らかにした。そのうえで特に黄斌卿が隆武三(一六四七)年に頒行した、『隆武三年曆』の「案文」とそこに附された七言律詩を紹介・検討した。黄斌卿はこの「案文」七言律詩において、經書の典故を援用することによって、彼が帝權を代行して頒曆を行い、大明の正朔を繼承する正統性を示すとともに、この曆書において立春が元旦に當たることを、『春秋』冒頭の「春王正月」に結びつけ、大明が再び天下を大一統する豫兆とみなしたのである。黄斌卿の『隆武三年曆』を嚆矢として、その後の鄭氏政權も帝權を代行する形式で、隆武・永曆年號による曆書を頒行しつづけ、大明の正統な繼承者であることを示したのである。

なお最後に、『隆武三年曆』はどのような経緯で日本に流入し、加賀藩前田家の所有に歸したのか、簡単に推測しておこう。黄斌卿は隆武三年元旦に『隆武三年曆』を頒行した後、五月には御史監軍であった馮京第を、弟の黄孝卿とともに日本長崎に派遣し、江戸幕府に對し乞師を行っていた⁽⁸⁸⁾。當時は南明勢力に連なる華人商船も、舟山と長崎を往來して貿易を行っており、『隆武三年曆』はおそらく同年

内に、隆武の正朔を奉じる舟山や厦門などの華人海商が長崎に來航した際にもたらした可能性が高い。あるいは馮京第の使節船がこの曆書をもたらしたと想定しうる。當時の三代藩主前田利常は學問を好み、家臣に命じて、おもに長崎において漢籍を購入・収集していた。さらに五代藩主前田綱紀も、幕府の儒者や黄檗宗の僧人と交友を持っており、漢籍の蒐集にも熱心であった⁽⁸⁹⁾。『隆武三年曆』はおそらく隆武三年に長崎にもたらされ、その後前田家によって購入され、尊經閣文庫に收められたと考えられるのである。

注

- (1) 中國傳統曆法の代表的研究として、戴内清『中國の天文曆法』(平凡社、一九九〇年)、陳遵媯『中國天文學史』(上海人民出版社、二〇〇六年)がある。また頒曆と政權の正統性の關係については、韋兵「競争與認同・從曆日頒賜、曆法之爭看宋與周邊民族政權的關係」、『民族研究』二〇〇八年五期)、陳侃理「秦漢的頒曆與改正朔」、『中古時代的禮儀、宗教與制度』上海古籍出版社、二〇一二年)などを参照。なお本稿における紀年表記では、南明のいずれかの政權による年號を主として西曆を附記し、必要に応じて他の南明政權や清朝の年號も併記した。また月日は明朝の大統曆に對應している。

- (2) Lynn A. Struve, *Time, Temporality, and Imperial Transi-*

tion: *East Asia from Ming to Qing*, University of Hawaii Press, 2005, p. 7. ストループは明清曆法による月日の相違を指摘し、南明諸政權は清朝の正朔に従わないことによって、清朝支配への抵抗を示したと指摘しているが、南明諸政權の曆書や正朔について具體的には論じていない。

- (3) 明代の大統曆については、李亮『古曆興衰—授時曆與大統曆』(中州古籍出版社、二〇一六年)、同『大統曆法研究』(中國科學技術大學出版社、二〇二〇年)参照。
- (4) 『明太祖實錄』(中央研究院歷史語言研究所、一九六二年)卷二七吳元年一月乙未條、四一六頁。
- (5) 『世祖章皇帝實錄』(中華書局、一九八五年)卷九、順治元年一〇月一日條、九二頁。
- (6) 周紹良『明『大統曆』』(『文博』一九八五年六期)。
- (7) 北京圖書館出版社古籍影印室編『國家圖書館藏明代大統曆日彙編』(北京圖書館出版社、二〇〇七年)。
- (8) 汪小虎『明代頒曆制度研究』(上海三聯書店、二〇二〇年)、吳岩『清代曆書研究』(花木蘭文化出版社、二〇一五年)。また汪小虎『大明泰昌元年大統曆』考』(『上海交通大學學報(哲學社會科學版)』二〇一〇年四期)、同『清入關前頒曆授時史事考』(『史學月刊』二〇一八年四期)、同『清順治元年之造曆活動—從山東省圖書館藏順治年間「時憲曆」出發的考察』(『中國科技史雜誌』二〇一九年一期)などの諸論考も参照。
- (9) 汪小虎『明代頒曆制度研究』第四章「明代對藩屬國之頒曆—以朝鮮爲例」、汪小虎・吳東銘『曆書作爲媒介物與曆曆思

明—當尊周思明的朝鮮人面對曆書』(『自然科學史研究』二〇二一年三期)、李亮『從遼明到奉清—朝貢體系下的清朝頒曆朝鮮活動』(『自然科學史研究』二〇二二年一期)、ほかにも勇動『朝鮮における時憲曆の受容過程とその思想的背景』(『東方學報』第八四冊、二〇〇九年)。

- (10) 徐仕佳『明清交替と琉球曆學の變容—楚南家舊藏「迪吉全書」を中心に』(『沖繩文化研究』五〇卷、二〇二三年)。
- (11) 橋本敬造『崇禎曆書』の成立と「科學革命」(『關西大學社會學部紀要』一二卷二號、一九八一年)。
- (12) 『國家圖書館藏明代大統曆日彙編』「前言」参照。
- (13) 『中國古籍總目・子部』(中華書局、二〇一〇年)第三冊、一〇五二頁。
- (14) 『全國漢籍データベース』(<http://kanji.zinbunkyo-to.ac.jp/kanseki/>)より。
- (15) 『尊經閣文庫漢籍分類目録』(尊經閣文庫、一九三四年)四一八頁。なお、以下曆書の名稱を記す際には、原本が存在する場合は『』、それ以外は「」を用いて區別した。
- (16) 黃斌卿の事績については、徐衛東『南明將領黃斌卿事跡志疑』(『明清論叢』一五輯、二〇一五年)、盧正恒『明清之際浙江將領黃斌卿研究』(『清史論叢』二〇一五年二期)、劉明鏞『一六四七年、南明勢力の日本乞師—佐賀・泰長院所藏「明將黃斌卿啓寫」をめぐって』(『九州大學東洋史論集』五一號、二〇二四年)参照。
- (17) 傅以禮『殘明大統曆』(『二十五史補編』開明書店、一九三六年)。

(18) 錢海岳『南明史』(中華書局、二〇〇六年)第三冊、卷六「曆志」。

二〇一一年)第五章参照。

- (19) 黃典權『南明大統曆考證稿』(『臺南文化』一九六二年七卷三期)。
- (20) 王叔武『南明史料朔閏考異—「行在陽秋」札記』(『思想戰線』一九七九年三期)。
- (21) 高壽仙『南明永曆初年一次天折的改曆事件』(『明史研究』一五輯、二〇一七年)。
- (22) 萬曆『大明會典』(『續修四庫全書』第七九二冊、上海古籍出版社、一九九五年)卷二二三「欽天監」六三五頁。頒曆儀式について詳しくは、汪小虎『明代頒曆制度研究』第二章「明代頒曆之儀式」四八—七三頁参照。なお月令曆、七政躔度曆は皇帝専用の曆書である。
- (23) 『中國古籍總目・子部』第三冊、一〇五二頁。
- (24) 張岱『石匱書後集』(臺灣銀行經濟研究室、一九七〇年)卷四五「陳函輝傳」三五八頁。
- (25) 管紹寧『賜誠堂文集』(『四庫未收書輯刊』第六輯二六冊、北京出版社、一九九八年)卷四「造曆公費疏」(『題補刻漏博士疏』一八九—一九〇頁。黃典權は弘光の頒曆に関する史料は確認できないと説くが、南明關係の史籍にはいくつかの関連記事が残されている)。
- (26) 談遷『國權』(中華書局、一九五八年)卷一〇三、崇禎一十七年十月朔乙卯條、六一五三頁。同書の原本は上海博物館に所蔵されている。注(13)参照。
- (27) 顧誠『南明史』(初刊一九九七年、再刊光明日報出版社、南明海上勢力の頒曆と正朔(劉)

(28) 陳燕翼『思文大紀』(臺灣銀行經濟研究室、一九六一年)卷二、一九頁。

- (29) 黃典權『南明大統曆考證稿』一一九頁。陳燕翼『思文大紀』卷二、二九頁。
- (30) 『世祖章皇帝實錄』卷一七、順治二年六月二十八日條、一五五頁。
- (31) 溫睿臨『南疆逸史』(中華書局、一九五九年)卷二〇「方逢年傳」一四一頁。顧誠『南明史』一九〇頁参照。
- (32) 黃典權『南明大統曆考證稿』一二〇頁。なお全祖望は「大明監國魯元年丙戌大統曆」を所蔵しており、跋文を残している。全祖望『全祖望集彙校集注』(上海古籍出版社、二〇〇〇年)「鮑琦亭集外編」卷二九「殘明東江丙戌曆書跋」一一三六頁。
- (33) 查繼佐『魯春秋』(臺灣銀行經濟研究室、一九六一年)一五頁。
- (34) 邵廷采『東南紀事』(臺灣銀行經濟研究室、一九六一年)卷二「魯王以海」二七頁。
- (35) 盧若騰『留庵詩文集』(『臺灣古籍總編』第二輯、福建教育出版社、二〇一七年)「答熊東儒書」五三一頁。陳木叔とは魯王政權の禮部侍郎陳函輝(字は木叔)を指す。
- (36) 佚名『隆武遺事』(臺灣銀行經濟研究室、一九六四年)「隆武帝親答監國魯王御書」二二二頁。
- (37) 黃典權『南明大統曆考證稿』一二〇頁。『思文大紀』卷五、九六頁。

- (38) 蒙正發『三湘從事錄』(『四庫未收書輯刊』第二輯二一冊、北京出版社、一九九八年) 隆武二年九月條、五七五頁。
- (39) 瞿式耜『瞿式耜集』(上海古籍出版社、一九八一年) 卷三「丙戌九月二十日書寄」二五五頁。
- (40) 盧正恒『明清之際浙江將領黃斌卿研究』九二、九五頁。劉明鏞「一六四七年、南明勢力の日本乞師」七頁。
- (41) 張家壁『難遊錄』(『明清史料叢書續編』第五冊、國家圖書館出版社、二〇〇九年) 黃斌卿條、一一四頁。
- (42) 陳燕翼『思文大紀』卷二、二九頁。
- (43) 張家壁『難遊錄』周崔之條、一二〇頁。
- (44) 鄭達『野史無文』(中華書局、一九六〇年) 卷一一「黃斌卿傳」一一三頁。
- (45) 邵廷采『東南紀事』卷一〇「黃斌卿傳」一二三頁。
- (46) 溫睿臨『南疆逸史』卷一四「沈廷揚傳」一〇一頁。
- (47) 盧正恒『明清之際浙江將領黃斌卿研究』九九頁。
- (48) 瞿式耜『瞿式耜集』卷三「丁亥正月昭江道中寄」二五五頁。
- (49) 顧誠『南明史』三一四頁。
- (50) 王忠孝『王忠孝公集』(福建人民出版社、二〇一〇年) 卷之四「回魯王啓」七八頁。
- (51) 侯岐曾『侯岐曾日記』(『明清上海稀見文獻五種』人民文學出版社、二〇〇六年) 丁亥四月一七日條、六三四頁。
- (52) 『明清史料已編』(中華書局、一九八五年) 上冊「刑部殘題本」一〇四頁。『明清檔案』(中央研究院歷史語言研究所、一九八六年) 第六冊「山東巡撫張儒秀題本」三二六〇頁。顧誠はこれらの史料により、舟山内部では「尊唐(隆武)」
- 魯」勢力の妥協が成立していたと論じている(『南明史』三三〇、三七八頁)。
- (53) 王忠孝『王忠孝公集』卷之四「回魯王啓」七八頁。
- (54) 錢澄之『所知錄』(臺灣銀行經濟研究室、一九六〇年) 卷上「隆武紀事」二〇頁。
- (55) 汪小虎『明代頒曆制度研究』第三章「明代頒曆分級制度」七四、一一二頁。
- (56) 陳燕翼『思文大紀』卷一、一四頁。
- (57) なお「尊王攘夷」とは、いうまでもなく『公羊傳』における「尊王」「攘夷」思想に由来するが、傳統中國ではこの四字を連用することはほとんどない。先秦・漢代の文獻一萬種を收録する『中國基本古籍庫』を全文検索したところ、「尊王攘夷」の用例は計四〇條確認できるが、宋代では一條、明代では五條にすぎない。大部分の用例は清末のものであり、幕末日本における「尊王攘夷」という用法の影響を受けた可能性もある。
- (58) 張煌言『張蒼水集』(中華書局、一九五九年) 六二頁。なお舟山と日本を往來していた朱舜水も、自身の經歷について「隆武三年……威虜侯黃某承制す。昌國知縣を授くるも受けず」と記し、黃斌卿が「承制」の立場で彼を知縣に任命しようとしたと述べている。朱舜水『朱舜水集』(中華書局、一九八一年) 卷一〇「對源光國問先世緣由履歷」三五二頁。
- (59) 黃斌卿以外にも、隆武帝が消息不明となった後、隆武政權の高官が「承制」名義で官員を任命した例がある。たとえば浙東巡撫盧若騰は、隆武帝から「便宜行事」を認められてお

- り、隆武政權の瓦解後は「承制」と稱して兵部主事を任命している。盧若騰『留庵詩文集』「傅象晉小傳」五三四頁。
- (60) 『書經』(明治書院、一九八三年) 上巻「堯典」三一頁参照。
- (61) 『易經』(明治書院、一九八七年) 上、九三、一五九頁参照。
- (62) 『大清順治三年歲次丙戌時憲曆』中國國家圖書館藏、善本書號〇二五七三、二二二丁裏。
- (63) 戴內清『中國の天文曆法』二七七頁。
- (64) 鄭達『野史無文』一一一頁。任光復『航海遺聞』(臺灣銀行經濟研究室、一九六一年) 六一頁。
- (65) 田家深『告朔禮考』(『華北水利水電學院學報』二〇一一年二期)。
- (66) 『世祖章皇帝實錄』卷二一、順治二年一〇月一日條、一八三頁。
- (67) 高壽仙『南明永曆初年一次天折的改曆事件』一六六頁。
- (68) 以下、本節で述べる南明諸政權の動向について、特に典拠を記さない記述は、おもに顧誠『南明史』二七五、二八五頁、Lynn A. Struve, *The Southern Ming, 1644-1662*, Yale University Press, 1984, pp. 95-124, による。
- (69) 查繼佐『魯春秋』四四頁。錢肅圖『尊攘略』(陳支平編『臺灣文獻叢刊』第一輯九冊、廈門大學出版社、二〇〇四年) 一九一頁。『明清史料已編』(中華書局、一九八七年)「福建巡按周世科揭帖」一一六頁。
- (70) 錢肅樂『錢忠介公集』(浙江古籍出版社、二〇一四年)「遺失目錄」「擬監國三年詔」卷一一「擬頒曆詔」二七、二二六頁。
- (71) 徐鼎『小腆紀年附考』(中華書局、一九五七年) 卷十四、一六三頁。なお顧炎武は「隆武四年曆」の原本を實見し、下記の題辭をもつ五言律詩を残している。「隆武二年八月、上出狩、未知所之。其先、桂王即位於肇慶府、改元永曆。時太子太師、禮部尚書、武英殿大學士路振飛在廈門造隆武四年大統曆、用文淵閣印頒行之。九年正月、臣顧炎武從振飛子中書舍人路澤溥見此有作」。顧炎武『顧炎武全集』(上海古籍出版社、二〇一一年) 第二冊「亭林詩集」卷之二、三八二頁。
- (72) 黃宗義『黃宗義全集』(浙江古籍出版社、二〇一二年) 第一冊「錢忠介公傳」二二七頁。
- (73) 黃典權『南明大統曆考證稿』一一二頁。錢肅圖『尊攘略』一九九頁。
- (74) 鄭氏勢力による頒曆の概要については、黃典權『南明大統曆考證稿』一二六頁参照。
- (75) 喜舍場一隆『魯藩の琉球諸援について』(石井兼治編『日本海史の諸問題 對外關係編』文獻出版、一九九五年) 九二、九四頁。林春勝・林信篤編『華夷變態』(東洋文庫、一九五八年) 卷一「球人平川古波倉口上聞書之覺」三一頁参照。
- (76) 盧正恒『明清之際浙江將領黃斌卿研究』一〇一、一〇三頁。
- (77) 錢肅圖『尊攘略』一九九頁。
- (78) 查繼佐『東山國語』(臺灣銀行經濟研究室、一九六三年) 三〇頁。なお當時舟山に滞在した徐孚遠には七言律詩「昌國頒曆奉和諸公作」がある。徐孚遠『釣璣堂存稿』(『清代詩文集彙編』第一四冊、上海古籍出版社、二〇一〇年) 卷一二、五二二頁。

- (79) 羅振玉『松翁近稿外十種』(上海古籍出版社、二〇一三年)「明監國魯五年庚寅大統曆跋」四〇頁。謝國楨『增訂晚明史籍考』(上海古籍出版社、一九八一年)五九六頁。謝國楨『黃梨洲學譜』(商務印書館、一九三二年)七一頁。
- (80) 北京人文科學研究所編『北京人文科學研究所藏書目錄 三史下』(北京人文科學研究所、一九三八年)一〇二頁。
- (81) 查繼佐『魯春秋』六〇頁。
- (82) 孫衛國「義理與現實的衝突——從丁未漂流人事件看朝鮮王朝之尊明貶清文化心態」『漢學研究』二五卷二期、二〇〇七年)一九八頁。
- (83) 陳漢光「明鄭在臺灣刊行之『永曆大統曆』」(『臺灣風物』九卷一期、一九五九年)、賴永祥「臺灣鄭氏與英國的通商關係史」(『臺灣文獻』一六卷二期、一九六五年)五頁、Robert Batchelor, "Maps, Calendars, and Diagrams: Space and Time in Seventeenth-Century Maritime East Asia," in Tonio Andrade and Xing Hang eds., *Sea Rovers, Silber, and Samurai: Maritime East Asia in Global History, 1550-1700*. University of Hawaii Press, 2016, p. 112.
- (84) 東京古典會『古典籍展覧大入札會目錄 令和三年』(東京古典會、二〇二一年)一五九頁には、兩書の圖版が掲載されている。
- (85) 『永曆二十五年曆』ボドリアン圖書館所藏。
- (86) 朱希祖「鄭延平王受明官爵考」(『國學季刊』三卷一號、一九三二年)八九頁。
- (87) 『永曆三十年曆』セント・ジョーンズ・カレッジ圖書館所藏。
- (88) 劉明鏊「一六四七年、南明勢力の日本乞師」參照。
- (89) 菊池紳一『加賀前田家と曾經閣文庫』(勉誠出版、二〇一五年)一二〜一六頁。
- 【付記】本研究は日本科學協會の笹川科學研究助成による助成を受けたものです。